

安全で安心はみんなの願い

総務課 内線 215

扶桑町の学区別犯罪発生状況（令和2年1月～令和2年8月）

（件数）

	年	刑法犯	街頭犯罪	侵入盗	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	部品ねらい	車上ねらい	自動販売機荒し	恐喝・強盗
柏森	本年	33	9	2	1	1	1	1	0	3	0	0
	令和元年	35	14	3	0	1	0	9	0	1	0	0
高雄	本年	26	7	2	0	0	0	5	0	0	0	0
	令和元年	21	10	3	0	1	0	3	2	1	0	0
山名	本年	19	8	3	0	0	2	1	0	2	0	0
	令和元年	16	6	1	0	0	0	4	0	1	0	0
扶桑東	本年	15	9	1	0	0	0	5	2	0	1	0
	令和元年	16	11	1	0	0	1	5	0	3	1	0
合計	本年	93	33	8	1	1	3	12	2	5	1	0
	令和元年	88	41	8	0	2	1	21	2	6	1	0

犯罪発生件数は、前年同時期（1月～8月）を比較してみますと刑法犯件数93件（昨年88件）でした。街頭犯罪については、件数33件（昨年41件）と減少しています。特に自転車盗は12件（昨年21件）と減少していますが、現在も多く被害がでています。少しの時間でも必ず施錠し、ツーロックを心がけましょう。

侵入盗については、8件（昨年8件）となっており昨年に引き続き被害が出ています。侵入盗の対策としては、玄関にガードプレートや複数の施錠設備を取り付ける等の防犯対策を行い被害を防ぎましょう。

はり・きゅう、マッサージ、接骨院等の受診について

住民課 内線 246

はり・きゅう、マッサージ、接骨院等で施術等を受ける場合には国民健康保険など健康保険が使えるものと使えないものがあります。正しいかかり方についてのご理解とご協力をお願いします。

整骨院や接骨院で施術を受ける場合、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む）の施術を受けたときに健康保険の対象になります。※1 単なる肩こり、腰痛などに対する施術は健康保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

はり・きゅうの施術を受ける場合、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに健康保険の対象となります。

※2

マッサージの施術を受ける場合、筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに健康保険の対象となります。※3 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは健康保険の対象となりませんので、ご注意ください。

※1 骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※2※3 健康保険で施術を受けるにあたっては、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。